

消費税の軽減税率制度

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について〔消費税関係〕

	改正前	改正内容
税率引上げ 関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 税率引上げ時期：平成29年4月1日 (税制抜本改革法で規定) ② 請負契約等に係る経過措置の指定日： 平成28年10月1日 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日 ② 平成28年10月1日 ⇒ 平成31年4月1日
軽減税率 関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 軽減税率実施時期：平成29年4月1日 ② 適格請求書等保存方式の導入時期： 平成33年4月1日 ③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ○ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）： 4年（平成29年4月～平成33年3月末） ○ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）： 1年（平成29年4月～平成30年3月末） ※ 簡易課税の事後選択を含む ○ 大規模事業者にも同様の特例を1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日 ② 平成33年4月1日 ⇒ 平成35年10月1日 ③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）： 4年（平成31年10月～平成35年9月末） ⇒ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）： 1年（平成31年10月～平成32年9月末） ※ 簡易課税の事後選択を含む ⇒ 大規模事業者には措置しないこととする
軽減税率 財源確保 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保（平成28年度税制改正法附則170条1号） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度末までに ⇒ 平成30年度末までに
転嫁対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限（内閣府設置法の所管事務の特例含む）： 平成30年9月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年9月30日 ⇒ 平成33年3月31日

消費税の軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成31年10月から、軽減税率制度を実施する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
- 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
- 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成35年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
 - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）

 - ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

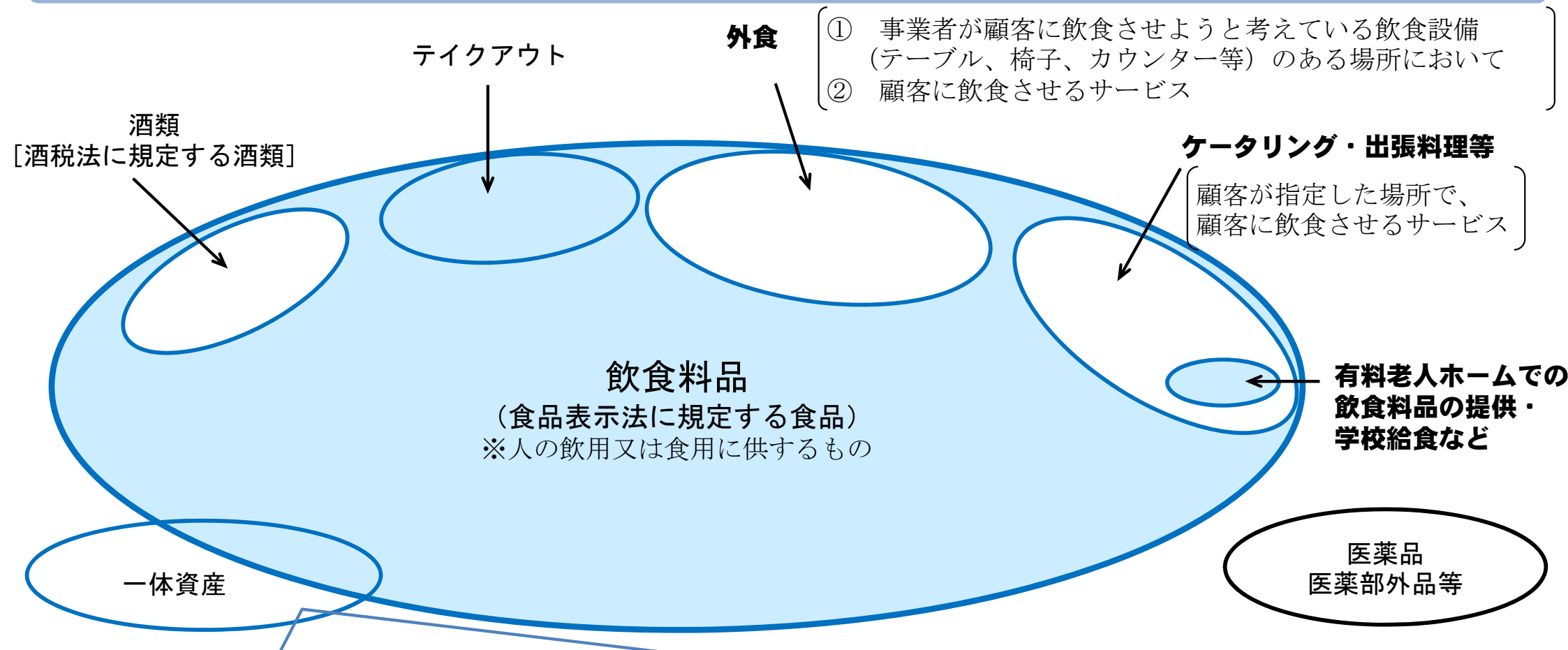
（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

 - ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。（平成28年度税制改正法附則）
 - ① 平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- 軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって万全の準備。（平成28年度税制改正法附則）
 - ① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な実施・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度の実施による簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

对象品目

軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、
外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



【一体資産の取扱い】

- 例えば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である食品が、あらかじめ他の資産と一体として販売される場合は、一体資産の販売価額(税抜)が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めているときに限り、その全体が軽減税率の対象となる(一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る)。

「外食」等の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食」等は、以下のもの。

- ①事業者が顧客に飲食させようと考えている飲食設備(テーブル、椅子、カウンター等)のある場所において(場所要件)、②顧客に飲食させるサービス(サービス要件)(持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡は含まない)、「外食」
- 顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス(「ケータリング・出張料理等」)。
ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除外する。

軽減税率 (「外食」に当たらない)

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

コンビニの弁当・惣菜

(イートイン・コーナーのある場合であっても、持帰りのための容器に入れられるなど持帰りとして販売される場合は「軽減税率」を適用)

(注)店内飲食の場合にも、持ち帰りのための容器や袋に入れるような場合には、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかという意味確認するなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定。

有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

標準税率 (「外食」に当たる)

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品

(例: トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品
: 顧客への意思確認により、イートインコーナーで飲食させるものとして提供された食品)

2. ケータリング・出張料理等

軽減税率対象品目に係る条文

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。

十一の二 軽減対象課税貨物 課税貨物のうち、別表第一の二に掲げるものをいう。

別表第一 (第2条関係)

一 飲食料品(食品表示法(平成25年法律第70号)第2条第1項(定義)に規定する食品(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。)をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。)の譲渡(次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。)

イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項(届出等)に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。)

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞(1週に2回以上発行する新聞に限る。)の定期購読契約(当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。)に基づく譲渡

別表第一の二 (第2条関係)

飲食料品

(注)所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項においても同内容が規定されており、軽減税率制度の実施から適格請求書等保存方式の導入までの間は、同規定によることとなる。

適格請求書等保存方式の導入

適格請求書等保存方式の導入

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年10月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成35年10月～)
請求書等	<p>○ 請求書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書発行者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額（税込） ・ 請求書受領者の氏名又は名称 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 21,600円(税込)</p> <p>11/1～30 牛肉2kg 5,400円</p> <p>合計 21,600円</p> <p style="text-align: right;">△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 43,200円(税込)</p> <p>11/1～30 牛肉2kg 10,800円</p> <p>合計 43,200円</p> <p style="text-align: right;">○○(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減税率の対象品目である旨 ・ 税率ごとに合計した対価の額（税込） <p>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 21,800円(税込)</p> <p>11/1 牛肉2kg ※ 5,400円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,500円</p> <p>合計 21,800円</p> <p style="text-align: right;">△△(株)</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円) 注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 43,600円(税込)</p> <p>11/5 牛肉2kg ※ 10,800円</p> <p>11/9 割りばし4箱 6,600円</p> <p>合計 43,600円</p> <p style="text-align: right;">○○(株)</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">(10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円) 注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録番号 ・ 税率ごとの消費税額及び適用税率 <p>(注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 20,000円(本体)</p> <p>11/1 牛肉2kg ※ 5,000円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,000円</p> <p>合計 20,000円</p> <p>消費税 1,800円</p> <p style="text-align: right;">△△(株)</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">(10%対象 10,000円) 消費税 1,000円 (8%対象 10,000円) 消費税 800円 注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 40,000円(本体)</p> <p>11/5 牛肉2kg ※ 10,000円</p> <p>11/9 割りばし4箱 6,000円</p> <p>合計 40,000円</p> <p>消費税 3,600円</p> <p style="text-align: right;">○○(株)</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">(10%対象 20,000円) 消費税 2,000円 (8%対象 20,000円) 消費税 1,600円 注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> </div>
	<p>○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし</p> <p>○ 免税事業者も交付可</p> <p>⇒ 免税事業者からの仕入税額控除可</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>	<p>○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり</p> <p>○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可</p> <p>⇒ 免税事業者からの仕入税額控除不可</p> <p>○ 免税事業者からの仕入れについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間：80% ・ その後3年間：50% <p>の仕入税額控除可。</p>
税額計算	<p>○ 取引総額からの「割戻し計算」</p> <p>(例) $43,200円 \times 8/108 = 3,200円$</p>	<p>○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」</p> <p>(例) $10\%対象：22,000円 \times 10/110 = 2,000円$ $+ 8\%対象：21,600円 \times 8/108 = 1,600円$ 3,600円</p>	<p>○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」</p> <p>○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」</p> <p>(例) 積上げ計算の場合 $2,000円 + 1,600円 = 3,600円$</p> <p>(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」</p>
特例	—	<p>○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)</p>	—
その他	<p>○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可</p> <p>○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可</p> <p>○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可（受領者の名称の記載不要）</p>	同左	同左（ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止）

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

請求書等

- 売手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額(税込)を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付可）。
なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。
なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

納付税額の計算方法

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

「区分記載請求書」

○ 売上税額の計算方法

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
 (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
 ⇒ **売上税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

売手



交付義務なし
 保存義務なし
 罰則なし


請求書

〇〇御中
 11月分 21,800円(税込)

11/1	牛肉2kg※	5,400円
11/8	割りばし4箱	5,500円
	⋮	
合計		21,800円
	(10%対象 11,000円)	
	(8%対象 10,800円)	

注)※印は軽減税率(8%)適用商品
 △△欄

買手



売手が発行した請求書に、
 ①軽減税率の対象品目である旨と、
 ②税率ごとに合計した対価の額(税込)
 の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、
 仕入税額控除の要件を満たすものとする。

○ 仕入税額の計算方法

(10%対象) 11,000円 × 10/110 = 1,000円
 (8%対象) 10,800円 × 8/108 = 800円
 ⇒ **仕入税額** : 1,000円 + 800円 = 1,800円

(経過措置)

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。
 ※ 軽減税率制度の実施から4年間の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択を可能とする。
 ※ 軽減税率制度の実施から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証書書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。
 ※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

請求書等

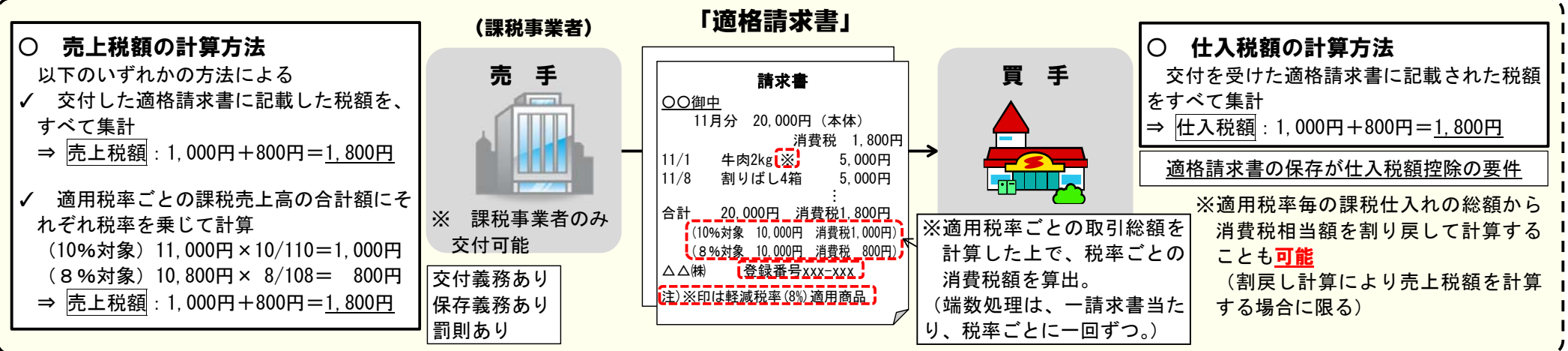
- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の、適格請求書の交付・保存を義務付ける（課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
 - ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとの消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとする事ができる（適格簡易請求書）。
 - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒ 「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
 - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」⇒ 省略
- 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 偽りの交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
 - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と、
 - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」のいずれかの方法による事ができる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 平成35年10月1日から導入（登録は平成33年10月1日から）。

※ 免税事業者が平成35年10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる。



(経過措置)

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。
- ※ 自動販売機から購入する場合や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。
- ※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

適格請求書等保存方式の要点

○現行制度からの変更点

1. 税額計算は「適格請求書」の記載どおりに行う仕組みとする
2. 売り手に「適格請求書」の発行を義務化
3. 偽りの請求書を発行した場合に罰則を適用
4. 課税事業者登録制度を創設 (課税事業者のみが「適格請求書」を発行できる仕組み)
5. 「適格請求書」に消費税額と登録番号の記載を義務化

○現行制度との接続

1. 税額計算は、消費税額を積み上げて計算する方式と、税込み価格を税率で割り戻して計算する現行方式のいずれかの方法による
2. 経過措置として、免税事業者からの仕入れについて、本制度導入から3年間は80%、その後3年間は50%の控除を可能とする
3. 現行制度と同様、小売事業者等について、販売先の氏名・名称の記載を不要とする
4. せり売りの場合の特例（取次事業者発行の請求書による代替）等現行の取扱いを存続

税額計算の特例

売上税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- **売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者**（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設ける。
- 軽減税率制度の**実施から4年間**、以下の特例を選択することが可能。

① 仕入れを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致

実態と大きく乖離しないよう一定の実績から推計

軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上げのための仕入れ額}}{\text{仕入総額}}$$



仕入れの管理ができれば、
売上税額の計算が可能

(注) 簡易課税制度の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

② ①以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない

軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$



通常の連続した10日間の
売上げの管理ができれば、
売上税額の計算が可能

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない

最低の水準で
益税目的の活用を防止

軽減税率売上割合

$$= \frac{50}{100}$$



売上げや仕入れの管理が
できない場合の、
売上税額の計算方法を規定

(注) **主に軽減税率対象品目を販売する事業者**が対象

仕入税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- **仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者**が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。
- 軽減税率制度の**実施から1年間**、以下の特例を選択することが可能。

① 売上げを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致

実態と大きく乖離しない
よう一定の実績から推計

軽減税率仕入割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$



売上げの管理ができれば、
仕入税額の計算が可能

② ①の計算が困難な事業者

- ✓ ①の方法では仕入税額の計算ができない事業者であっても、

- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。
※ 原則は、課税期間の開始前に選択



売上げや仕入れの管理ができない場合は、
簡易課税制度の方法により仕入税額を計算

(注) 簡易課税制度の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

平31. 10

平35. 10

平38. 10

平41. 10

		【現行制度】	【区分記載請求書等保存方式】	【適格請求書等保存方式】	
税額計算の方法		税込価格からの割戻し計算	現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 のいずれかの方法によることができる ^(注)	→
請求書等の発行義務		請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	→
仕入税額控除の要件		請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	→
		せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可	買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除)	→
		中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可		免税事業者からの仕入税額控除の特例 (50%控除)	→
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間)		
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) 現行どおり 見直し 簡易課税の事後選択 (1年間)		→
検証		検証		検証	

(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」。

軽減税率制度の円滑な導入・運用のための検証、取組み
(所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）（抄））

附 則

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第 1 7 1 条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。